

報道関係者 各位

令和8年7月29日

【照会先】

第一部会担当審査総括室

室長 六本 佳代

(直通電話) 03-5403-2157

金蘭千里学園不当労働行為再審査事件

(令和6年(不再)第48号) 命令書交付について

中央労働委員会第一部会（部会長 山川 隆一）は、令和8年7月28日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

組合が、組合員Aの懲戒解雇に係る懲戒委員会の再審議を求める団体交渉（以下「団交」という。）を申し入れたところ、法人が団交に応じなかったことは、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たるとした事例

I 当事者

再審査申立人：なかまユニオン学校教職員支部（「組合」）（大阪市都島区）

再審査被申立人：学校法人金蘭千里学園（「法人」）（大阪府吹田市）

II 事案の概要

- 本件は、法人が、組合員1名の懲戒解雇に係る懲戒委員会の再審議を求める令和5年8月21日の団交申入れ（以下「本件団交申入れ」）に応じなかったことが不当労働行為であるとして、大阪府労働委員会（以下、「大阪府労委」という。）に救済申立てがあった事件である。
- 初審大阪府労委は、法人の行為は不当労働行為に当たると認め、団交応諾を命じる旨の初審命令を交付したところ、法人はこれを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文の要旨

初審命令主文を変更し、法人に文書交付を命じる。

その余の再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- 本件団交申入れに対する法人の対応は正当な理由のない団交拒否として労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるか。

法人は、本件団交申入れの要求事項を全面的に受け入れ、令和5年9月17日に懲戒委員会において再審議を行ったので、その後の団交を拒否したことには「正当な理由」が認められる旨主張する。

しかし、本件団交申入れの申入書の記載及びその後の経緯をみると、組合は、懲戒委員会を開催することのみならず、十分な説明と弁明の機会の内容についても団交で協議し、A組合員に対して十分な説明と弁明の機会を与えた上での懲戒委員会での審議のやり直しを要求していたといえる。

以上からすると、団交においてさらに協議することなく実施した懲戒委員会における再審議をもって、組合の申し入れた団交事項が解決済みで改めて団交を行う必要がないとはいえず、令和5年9月17日以降の団交拒否に正当な理由があるともいえない。

法人は、本件団交申入れに係る法人からの求釈明事項に組合は回答しなかったのであるから、組合側の交渉上の態度や対応に著しい不都合があり、団交を拒否する正当な理由が認められる旨主張するが、本件において、求釈明事項に組合が事前に回答しなかったことをもって法人が団交を拒否する正当な理由があったとは認められない。

以上から、本件団交申入れに対する法人の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たり、労組法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

(2) 争点1が肯定される場合、救済の利益が存在するか。

法人は、初審命令が整理した組合の要求事項を前提に、令和6年10月8日にA組合員に文書を送付して弁明の機会を付与したことにより、改めて組合の要求事項を全面的に受け入れたため、救済利益は失われた旨主張する。

組合は、本件団交申入れの時点で「十分な説明と弁明の機会」の内容についても団交で協議し、その協議結果を踏まえた形での十分な説明と弁明の機会を与えた上での懲戒委員会での審議のやり直しを要求していた。初審命令後の組合の要求書の記載等から、組合が初審命令後も、引き続き当事者間で団交により協議することを求めていたことは明らかである。したがって、団交事項が当事者間において解決済みとなったとは認められず、組合の団交権に対する侵害状態が除去、是正されたともいえないから、救済の利益は失われていない。

法人は、少なくとも、A組合員が懲戒解雇の効力を争って提起した地位確認訴訟の地裁判決が言い渡された日をもって救済の利益は失われたとも主張するが、団交は、権利義務関係を確定する訴訟とは機能や目的が異なり、また、地位確認訴訟に係る地裁判決は確定していないことも併せ考えると、地裁判決が言い渡された日をもって救済の利益が失われたとする法人の主張は採用できない。

(3) 救済方法

本件で救済の利益が失われたとはいえないものの、関連事件の経過等本件の諸般の事情にかんがみると、現時点において、団交応諾を命ずる必要性は認められない。

法人の不当労働行為による侵害状態を回復させ、将来の労使関係の円滑化を図るための救済方法としては、法人に対して文書交付を命ずるのが相当である。

【参考】

初審救済申立日 令和5年10月27日（大阪府労令和5年(不)第64号）

初審命令交付日 令和6年9月30日

再審査申立日 令和6年10月11日